

令和3年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

令和3年3月5日提出

かすみがうら市

## 目 次

1. 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
〈令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 2 号）〉 …………… 1～12
2. 議案第 3 号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
…………… 13
3. 議案第 4 号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について …………… 14～22
4. 議案第 5 号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について  
…………… 23
5. 議案第 6 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出の  
ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について …………… 24
6. 議案第 7 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて …………… 25
7. 議案第 8 号 かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について  
…………… 26
8. 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について …………… 27～28
9. 議案第 10 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制  
定について …………… 29～31

10. 議案第 11 号	かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	……………	32
11. 議案第 12 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	……………	33～35
12. 議案第 13 号	かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例の制定について	……………	36～37
13. 議案第 14 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 3 号）	……………	38～66
14. 議案第 15 号	令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	……………	67～73
15. 議案第 16 号	令和 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	……………	74～80
16. 議案第 17 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	……………	81～88
17. 議案第 18 号	令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	……………	89～92
18. 議案第 19 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	（予算書）
19. 議案第 20 号	令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	（予算書）
20. 議案第 21 号	令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	（予算書）
21. 議案第 22 号	令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	（予算書）
22. 議案第 23 号	令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	（予算書）

23. 議案第 24 号 令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計予算

…………… (予算書)

(参考資料)

- 付議事件(条例)条文新旧対照表 …………… 93~121
  - ・ かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
新旧対照表 …………… (93~95)
  - ・ かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表  
…………… (95~106)
  - ・ かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新  
旧対照表 …………… (106~107)
  - ・ かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産  
税の特例措置に関する条例 新旧対照表 …………… (107~108)
  - ・ かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表 …………… (108)
  - ・ かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表  
…………… (108~109)
  - ・ かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表  
…………… (109~111)
  - ・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表 …………… (111~115)
  - ・ かすみがうら市漁港管理条例 新旧対照表 …………… (115~116)
  - ・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表 …………… (116~120)
  - ・ かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例  
…………… (120~121)
    - かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 2  
項関係) …………… (120)
    - かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第 3 項関  
係) …………… (120~121)

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和3年2月15日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）  
別紙のとおり

### 理 由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種によって、市民の生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待され、令和3年2月17日から始まる見込みである医療従事者に対する接種を皮切りに、順次接種を進めていく必要があることから、早急な予算措置をするため令和2年度一般会計補正予算（第12号）により補正を行う。

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213,912千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,698,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正費」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による

令和3年2月15日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		7,480,202	213,912	7,694,114
	1 国 庫 負 担 金	1,794,548	167,131	1,961,679
	2 国 庫 補 助 金	5,674,810	46,781	5,721,591
歳 入	合 計	25,484,899	213,912	25,698,811



歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		2,821,674	213,912	3,035,586
	1 保 健 衛 生 費	2,821,674	213,912	3,035,586
歳 出 合 計		25,484,899	213,912	25,698,811

第 2 表 繰越明許費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	51,547	215,472

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,605,712	0	5,605,712
2 地 方 譲 与 税	233,600	0	233,600
3 利 子 割 交 付 金	5,017	0	5,017
4 配 当 割 交 付 金	21,788	0	21,788
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,954	0	11,954
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,986	0	60,986
7 地 方 消 費 税 交 付 金	876,830	0	876,830
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	101,000	0	101,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	25,558	0	25,558
10 地 方 特 例 交 付 金	36,941	0	36,941
11 地 方 交 付 税	4,950,594	0	4,950,594
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,600	0	6,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	100,842	0	100,842
14 使 用 料 及 び 手 数 料	52,639	0	52,639
15 国 庫 支 出 金	7,480,202	213,912	7,694,114
16 県 支 出 金	1,446,531	0	1,446,531
17 財 産 収 入	15,753	0	15,753
18 寄 附 金	20,252	0	20,252
19 繰 入 金	1,395,930	0	1,395,930
20 繰 越 金	495,390	0	495,390
21 諸 収 入	533,806	0	533,806

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,006,974	0	2,006,974
歳 入 合 計	25,484,899	213,912	25,698,811

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	144,922	0	144,922				
2 総 務 費	6,313,337	0	6,313,337				
3 民 生 費	6,590,857	0	6,590,857				
4 衛 生 費	2,821,674	213,912	3,035,586	213,912			
5 労 働 費	26,264	0	26,264				
6 農 林 水 産 業 費	733,399	0	733,399				
7 商 工 費	1,358,012	0	1,358,012				
8 土 木 費	1,550,362	0	1,550,362				
9 消 防 費	1,159,233	0	1,159,233				
10 教 育 費	2,693,453	0	2,693,453				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,063,384	0	2,063,384				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	25,484,899	213,912	25,698,811	213,912			

## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫負担金	0	167,131	167,131	1 保健衛生費負担金	167,131	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	1,794,548	167,131	1,961,679			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	73,505	46,781	120,286	1 保健衛生費補助金	46,781	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	5,674,810	46,781	5,721,591			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明				
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
1 保健衛生 総 務 費	648,239	213,912	862,151	213,912				1 報 酬	60	<b>18 新型コロナウイルスワクチン接 種事業</b>	<b>213,912</b>		
								3 職 員 手当等	4,900			1 予防接種事故調査会委員報 酬	60
								7 報償費	44,000			3 時間外勤務手当	4,900
								10 需用費	10,656			7 ワクチン接種謝礼	44,000
								11 役務費	1,132			10 消耗品費	9,996
								12 委託料	150,024			10 印刷製本費	660
								13 使用料 及 び 賃借料	1,040			11 通信運搬費	1,092
								17 備 品 購入費	2,100			11 手数料	40
												12 接種券等封入・封緘業務委 託	1,859
												12 相談体制等（コールセンタ ー）設置委託	10,954
		12 ワクチン接種委託	127,237										
		12 集団接種会場運営業務委託	3,419										
		12 ワクチン配送業務委託	1,284										
		12 医療廃棄物処理委託	1,220										
		12 高齢者等接種会場送迎業務 委託	4,051										
		13 集団接種会場使用料	1,040										
		17 集団接種会場用備品	2,100										
計	2,821,674	213,912	3,035,586	213,912									

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当			計
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 ( 3.35)	3,193	33,583	4,453	38,036
	議 員	16	52,620		16,894 ( 3.35)		69,514	18,560	88,074
	その他の特別職	1,171	60,252				60,252	400	60,652
	計	1,190	112,872	23,004	24,280	3,193	163,349	23,413	186,762
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 ( 3.35)	3,193	33,583	4,453	38,036
	議 員	16	52,620		16,894 ( 3.35)		69,514	18,560	88,074
	その他の特別職	1,163	60,192				60,192	400	60,592
	計	1,182	112,812	23,004	24,280	3,193	163,289	23,413	186,702
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	8	60				60		60
	計	8	60				60		60

### 2 一般職

#### (1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	376 ( 318)	( 357,536)	1,440,746	1,010,900 ( 41,551)	2,451,646 ( 399,087)	462,713 ( 58,633)	2,914,359 ( 457,720)
補正前	376 ( 318)	( 357,536)	1,440,746	1,006,000 ( 41,551)	2,446,746 ( 399,087)	462,713 ( 58,633)	2,909,459 ( 457,720)
比 較				4,900	4,900		4,900

( )内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	45,279	328,186	245,411	21,492	27,611	61,116	3,500	51,835	2,288	25,292	5,773	186,886	4,219	2,012
	補正前	45,279	328,186	245,411	21,492	27,611	56,216	3,500	51,835	2,288	25,292	5,773	186,886	4,219	2,012
比 較						4,900									



### 議案第3号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成  
27年かすみがうら市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「報知器」を「警報器」に、「配布事業実施要項」を  
「配布事業実施要綱」に改める。

別表第1中34 市長の項及び35 市長の項を削り、「36 教育長」を「3  
4 教育長」に改める。

別表第2中34 市長の項及び35 市長の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 4 号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市  
条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」の次に「、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 4 条（同法  
第 1 7 条において準用する場合を含む。）、第 1 7 条、第 1 8 条第 3 項」を加  
える。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (3) かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条  
例（平成 2 9 年かすみがうら市条例第 1 5 号）第 4 条第 3 項の規定により  
任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。以下この条及び次条第1号において同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条第1号において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員がかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による出産に係る特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用され

る日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継

継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

第3条第1号中「かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第13条を第21条とする。

第12条を次のように改める。

第13条の規定は、部分休業について準用する。

第12条を第20条とし、同条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

第11条を第19条とする。

第10条第1項中「時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行う

ものとする。

第10条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第10条を第18条とする。

第9条を次のように改める。

育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
  - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
  - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第9条を第17条とし、同条に見出しとして「（部分休業をすることができない職員）」を付する。

第8条の次に次の8条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と

する。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) かすみがうら市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員  
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したこ



とにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書（第3条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。）により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、市規則で定める育

児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第15条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 5 号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成 2 1 年かすみがうら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 4 条」を「第 2 5 条」に改め、同条第 6 項中「第 5 条第 4 項第 4 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成17年かすみがうら市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「多機能端末機」の次に「又は申請補助端末機」を加え、同条中「接続された端末」を「接続された端末機」に、「いう」を「いう。）又は申請補助端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の申請の受付及び申請を受領する機能を有するものをいう）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 号

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 164 号」を「第 164 号。以下「法」という。」に改める。

第 6 条中「市内に居住」を「法第 4 条に規定」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児又は幼児にあつては、その保護者が同伴する者に限る。

附 則

この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(対象者が小児であり、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)」を削る。

第4条の2第1項中「(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児を除く。)」を削り、同条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

第5条中第2号を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。



議案第10号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 移送サービス費

第3条第2項中「第7条第19項」を「第8条第25項」に改め、「除く」の次に「法第27条に規定する」を加え、同条に次の3項を加える。

8 市は、法第32条に規定する要支援認定を受けた被保険者及び要介護被保険者がタクシーを利用したときは、当該被保険者に対し、移送サービス費を支給する。

9 移送サービス費は、市が必要と認めた場合に限り支給するものとする。

10 移送サービス費の額は、月ごとに現にタクシーの利用に要した費用の100分の50に相当する額とする。ただし、月ごとの支給額が10,000円を超える場合は10,000円を支給する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令

和5年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「31,200円」に改め、同項第2号及び第3号中「47,700円」を「46,800円」に改め、同項第4号中「57,200円」を「56,100円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「76,300円」を「74,800円」に改め、同号イ中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「82,600円」を「81,100円」に改め、同項第8号中「95,400円」を「93,600円」に改め、同項第9号中「108,100円」を「106,000円」に改め、同項第10号中「114,400円」を「112,300円」に改め、同項第11号中「133,500円」を「131,000円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,080円」を「18,720円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,080円」を「18,720円」に、「31,800円」を「31,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,080円」を「18,720円」に、「44,520円」を「43,680円」に改める。

第7条第1項中「市町村民税」を「市民税」に改め、「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

第2条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ及び第10号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

議案第11号

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市漁港管理条例（平成17年かすみがうら市条例第120号）  
の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「1月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、3年）」  
を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成18年かすみがうら市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「第43条第10号」を「第43条第11号」に改める。

第10条の2第1項中「して、」の次に「電気自動車等（」を、「自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第10条の2第1項第12号を同項第16号とし、同項第11号中「講じる」

を「講ずる」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第10条の2第1項第10号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第16条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改め、同条第11号ただし書中「建築物」を「、建築物」に改める。

第43条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 13 号

かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例

かすみがうら市旧学校体育施設条例（平成 28 年かすみがうら市条例第 15 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年かすみ  
がうら市条例第 33 号）の一部を改正する。  
別表中第 33 号を削り、第 34 号を第 33 号とし、第 35 号を第 34 号と  
し、第 36 号を第 35 号とする。  
（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）
- 3 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 28 年かすみがう  
ら市条例第 43 号）の一部を改正する。



第2条中第15号を削り、第16号を第15号とする。

別表旧学校体育施設の部を削る。

議案第14号

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ595,452千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,103,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		5,605,712	△133,000	5,472,712
	1 市 民 税	2,557,200	△133,000	2,424,200
2 地 方 譲 与 税		233,600	△7,594	226,006
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	170,000	△8,000	162,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	5,900	406	6,306
3 利 子 割 交 付 金		5,017	△1,155	3,862
	1 利 子 割 交 付 金	5,017	△1,155	3,862
4 配 当 割 交 付 金		21,788	△1,180	20,608
	1 配 当 割 交 付 金	21,788	△1,180	20,608
6 法 人 事 業 税 交 付 金		60,986	△21,288	39,698
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	60,986	△21,288	39,698
7 地 方 消 費 税 交 付 金		876,830	△7,250	869,580
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	876,830	△7,250	869,580
9 環 境 性 能 割 交 付 金		25,558	△3,558	22,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	25,558	△3,558	22,000
14 使 用 料 及 び 手 数 料		52,639	△3,240	49,399
	1 使 用 料	27,796	△3,240	24,556
15 国 庫 支 出 金		7,694,114	△6,324	7,687,790
	1 国 庫 負 担 金	1,961,679	69,674	2,031,353
	2 国 庫 補 助 金	5,721,591	△75,998	5,645,593
16 県 支 出 金		1,446,531	50,183	1,496,714
	1 県 負 担 金	697,499	44,797	742,296

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県 補 助 金	565,780	20,425	586,205
	3 県 委 託 金	83,754	△1,800	81,954
	4 県 交 付 金	99,498	△13,239	86,259
17 財 産 収 入		15,753	6,389	22,142
	2 財 産 売 払 収 入	2	6,389	6,391
18 寄 附 金		20,252	10,725	30,977
	1 寄 附 金	20,252	10,725	30,977
19 繰 入 金		1,395,930	△327,470	1,068,460
	1 基 金 繰 入 金	1,363,564	△329,702	1,033,862
	2 特 別 会 計 繰 入 金	32,366	2,232	34,598
21 諸 収 入		533,806	△10,590	523,216
	4 受 託 事 業 収 入	10,804	△218	10,586
	5 雑 入	498,952	△10,372	488,580
22 市 債		2,006,974	△140,100	1,866,874
	1 市 債	2,006,974	△140,100	1,866,874
歳 入	合 計	25,698,811	△595,452	25,103,359

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		144,922	△2,497	142,425
	1 議 会 費	144,922	△2,497	142,425
2 総 務 費		6,313,337	△62,578	6,250,759
	1 総 務 管 理 費	5,920,998	△60,778	5,860,220
	5 統 計 調 査 費	18,897	△1,800	17,097
3 民 生 費		6,590,857	△291,082	6,299,775
	1 社 会 福 祉 費	3,178,169	△16,090	3,162,079
	2 児 童 福 祉 費	2,840,537	△274,305	2,566,232
	3 生 活 保 護 費	572,151	△687	571,464
4 衛 生 費		3,035,586	△48,109	2,987,477
	1 保 健 衛 生 費	3,035,586	△48,109	2,987,477
6 農 林 水 産 業 費		733,399	△31,789	701,610
	1 農 業 費	712,394	△30,509	681,885
	2 林 業 費	16,940	△700	16,240
	3 水 産 業 費	4,065	△580	3,485
7 商 工 費		1,358,012	△11,080	1,346,932
	1 商 工 費	1,358,012	△11,080	1,346,932
8 土 木 費		1,550,362	12,676	1,563,038
	2 道 路 橋 梁 費	578,203	13,350	591,553
	4 都 市 計 画 費	857,623	△674	856,949
9 消 防 費		1,159,233	△19,327	1,139,906
	1 消 防 費	1,159,233	△19,327	1,139,906

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		2,693,453	△123,266	2,570,187
	1 教 育 総 務 費	310,973	△16,727	294,246
	2 小 学 校 費	1,559,856	△40,948	1,518,908
	3 中 学 校 費	370,596	△47,097	323,499
	4 社 会 教 育 費	309,665	△13,879	295,786
	5 保 健 体 育 費	142,363	△4,615	137,748
12 公 債 費		2,063,384	△18,400	2,044,984
	1 公 債 費	2,063,384	△18,400	2,044,984
歳 出 合 計		25,698,811	△595,452	25,103,359

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬場運営事業	32,916
7 商工費	2 歩崎公園管理費	歩崎公園管理運営事業(政策)	45,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業(政策)	124,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(政策)	86,940
合計			288,856

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
霞台厚生施設整備事業債	1 2 7, 6 0 0	普通貸借又は証券発行	3. 0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	1 2 7, 4 0 0	普通貸借又は証券発行	3. 0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
市道整備事業債	7 2, 0 0 0				8 4, 3 0 0			
橋梁長寿命化事業債	6 9, 4 0 0				6 2, 2 0 0			
神立駅周辺整備事業債	1 7 1, 4 0 0				1 5 2, 9 0 0			
防災無線整備事業債	6 1, 0 0 0				6 0, 3 0 0			
消防自動車整備事業債	2 2, 2 0 0				2 1, 3 0 0			
消防救急無線・指令センター整備事業債	1 1, 7 0 0				1 1, 6 0 0			
千代田中地区統合小学校施設環境整備事業債	7 3 2, 2 0 0				5 4 6, 9 0 0			
中学校施設非構造部材耐震対策事業債	1 4, 4 0 0				1 6, 2 0 0			
下稲吉中学校施設整備事業債	2 8, 8 0 0				1 0, 7 0 0			
歩崎公園園地整備事業債	0				2 4, 7 0 0			
減収補てん債	0				5 2, 1 0 0			



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,605,712	△133,000	5,472,712
2 地 方 譲 与 税	233,600	△7,594	226,006
3 利 子 割 交 付 金	5,017	△1,155	3,862
4 配 当 割 交 付 金	21,788	△1,180	20,608
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,954	0	11,954
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,986	△21,288	39,698
7 地 方 消 費 税 交 付 金	876,830	△7,250	869,580
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	101,000	0	101,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	25,558	△3,558	22,000
10 地 方 特 例 交 付 金	36,941	0	36,941
11 地 方 交 付 税	4,950,594	0	4,950,594
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,600	0	6,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	100,842	0	100,842
14 使 用 料 及 び 手 数 料	52,639	△3,240	49,399
15 国 庫 支 出 金	7,694,114	△6,324	7,687,790
16 県 支 出 金	1,446,531	50,183	1,496,714
17 財 産 収 入	15,753	6,389	22,142
18 寄 附 金	20,252	10,725	30,977
19 繰 入 金	1,395,930	△327,470	1,068,460
20 繰 越 金	495,390	0	495,390
21 諸 収 入	533,806	△10,590	523,216

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,006,974	△140,100	1,866,874
歳 入 合 計	25,698,811	△595,452	25,103,359

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	144,922	△2,497	142,425				△2,497
2 総 務 費	6,313,337	△62,578	6,250,759	△39,800		14,114	△36,892
3 民 生 費	6,590,857	△291,082	6,299,775	40,633			△331,715
4 衛 生 費	3,035,586	△48,109	2,987,477		△200		△47,909
5 労 働 費	26,264	0	26,264				
6 農 林 水 産 業 費	733,399	△31,789	701,610	△20,275			△11,514
7 商 工 費	1,358,012	△11,080	1,346,932	58,857	24,700	△20,128	△74,509
8 土 木 費	1,550,362	12,676	1,563,038	7,425	△13,400		18,651
9 消 防 費	1,159,233	△19,327	1,139,906	△2,185	△1,700	△9,740	△5,702
10 教 育 費	2,693,453	△123,266	2,570,187	△796	△201,600	△1,090	80,220
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,063,384	△18,400	2,044,984				△18,400
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	25,698,811	△595,452	25,103,359	43,859	△192,200	△16,844	△430,267

## 2 歳 入

## (款) 1 市税

## (項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 法 人	475,200	△133,000	342,200	1 現 年 課 税 分	△133,000	法人税割
計	2,557,200	△133,000	2,424,200			

## (款) 2 地方譲与税

## (項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	170,000	△8,000	162,000	1 自動車重量譲与税	△8,000	自動車重量譲与税
計	170,000	△8,000	162,000			

## (款) 2 地方譲与税

## (項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	5,900	406	6,306	1 森林環境譲与税	406	森林環境譲与税
計	5,900	406	6,306			

## (款) 3 利子割交付金

## (項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	5,017	△1,155	3,862	1 利子割交付金	△1,155	利子割交付金
計	5,017	△1,155	3,862			

## (款) 4 配当割交付金

## (項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	21,788	△1,180	20,608	1 配当割交付金	△1,180	配当割交付金
計	21,788	△1,180	20,608			

## (款) 6 法人事業税交付金

## (項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	60,986	△21,288	39,698	1 法人事業税交付金	△21,288	法人事業税交付金
計	60,986	△21,288	39,698			

## (款) 7 地方消費税交付金

## (項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	876,830	△7,250	869,580	1 地方消費税交付金	△7,250	地方消費税交付金
計	876,830	△7,250	869,580			

## (款) 9 環境性能割交付金

## (項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	25,558	△3,558	22,000	1 環境性能割交付金	△3,558	環境性能割交付金
計	25,558	△3,558	22,000			

## (款) 14 使用料及び手数料

## (項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務使用料	6,640	△3,000	3,640	2 あじさい館使用料	△3,000	あじさい館施設使用料
6 教育使用料	6,004	△240	5,764	1 公民館使用料	△240	公民館使用料 講堂使用料
計	27,796	△3,240	24,556			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,692,532	69,674	1,762,206	2 児童福祉費負担金	74,322	児童手当交付金 子どものための教育・保育給付費負担金	△37,714 112,036
				3 児童扶養手当 給付費負担金	△4,665	児童扶養手当給付費負担金	
				5 国民健康保険 事業費負担金	17	保険基盤安定負担金	
計	1,961,679	69,674	2,031,353				

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	5,006,000	△40,015	4,965,985	1 総務費補助金	△40,015	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	△2,015
						地域少子化対策重点推進交付金	150
						特別定額給付金給付事業費補助金	△25,500
						特別定額給付金給付事務費補助金	△12,650
2 民生費国庫補助金	248,068	△43,238	204,830	2 児童福祉費補助金	△28,609	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金	△1,695
						子育てのための施設等利用給付交付金	△3,154
						子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	△750
						ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	△22,610
						ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	△400
3 子ども・子育て 支援交付金	△15,072	延長保育事業	△200				
地域子育て支援拠点事業	△8,457						
放課後児童健全育成事業	△6,415						

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2民生費国庫補助金)				5 子ども・子育て支援整備交付金	443	放課後児童健全育成事業
6 消防費国庫補助金	15,723	△170	15,553	1 消防費補助金	△170	消防団設備整備費補助金
8 社会資本整備総合交付金	107,321	7,425	114,746	1 社会資本整備総合交付金	7,425	防災安全社会資本整備交付金
計	5,721,591	△75,998	5,645,593			

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	697,499	44,797	742,296	2 児童福祉費負担金	48,024	児童手当交付金 子どものための教育・保育給付費負担金	△7,994 56,018
				4 国民健康保険事業費負担金	△2,097	保険基盤安定負担金	
				5 後期高齢者医療事業費負担金	△1,130	後期高齢者保険基盤安定負担金	
計	697,499	44,797	742,296				

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	311,465	△31,396	280,069	4 児童福祉費補助金	△15,055	民間保育所乳児等保育事業補助金 保育対策総合支援事業費補助金 子育てのための施設等利用給付交付金	△559 △12,917 △1,579
				5 子ども・子育て支援交付金	△16,784	延長保育事業 地域子育て支援拠点事業 放課後児童健全育成事業	△200 △8,457 △8,127
				6 子ども・子育て支援整備交付金	443	放課後児童健全育成事業	
4 農林水産業費県補助金	57,923	△7,036	50,887	1 農業費補助金	△6,336	機構集積協力金交付事業費補助金 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金 経営所得安定対策等推進事業費補助金 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金	△545 △1,050 △616 △4,125
				2 林業費補助金	△700	身近なみどり整備推進事業費補助金	
5 商工費県補助金	72,021	58,857	130,878	1 商工費補助金	58,857	自然環境整備交付金	20,250

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(5商工費県補助金)						茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金 38,607
計	565,780	20,425	586,205			

## (款) 16 県支出金

## (項) 3 県委託金

1総務費県委託金	81,557	△1,800	79,757	3 統計調査費委託金	△1,800	国勢調査委託金
計	83,754	△1,800	81,954			

## (款) 16 県支出金

## (項) 4 県交付金

2農林水産業費 県交付金	97,498	△13,239	84,259	1 農業費交付金	△13,239	多面的機能支払事業費 △12,779 多面的事業推進事業費 △460
計	99,498	△13,239	86,259			

## (款) 17 財産収入

## (項) 2 財産売却収入

1財産売却収入	1	6,389	6,390	1 不動産売却収入	6,389	不動産売却収入
計	2	6,389	6,391			

## (款) 18 寄附金

## (項) 1 寄附金

1寄附金	18,252	10,725	28,977	1 寄附金	10,725	ふるさと応援寄附金
計	20,252	10,725	30,977			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

1財政調整基金繰入金	891,036	△309,574	581,462	1 財政調整基金 繰入金	△309,574	財政調整基金
3地域づくり基金 繰入金	288,976	△20,128	268,848	1 地域づくり基金 繰入金	△20,128	企業立地促進事業
計	1,363,564	△329,702	1,033,862			

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 特別会計繰入金

2後期高齢者医療 特別会計繰入金	1	2,232	2,233	1 後期高齢者医療 特別会計繰入金	2,232	後期高齢者医療特別会計繰入金
計	32,366	2,232	34,598			

## (款) 21 諸収入

## (項) 4 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 消防費受託事業収入	4,688	△218	4,470	1 常磐道救急業務受託事業収入	△218	常磐道救急業務受託事業支弁金
計	10,804	△218	10,586			

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

7 雑入	463,618	△10,372	453,246	1 雑入	△10,372	教室、講座及び大会参加料 消防団員退職報償金	△850 △9,522
計	498,952	△10,372	488,580				

## (款) 22 市債

## (項) 1 市債

1 衛生債	175,600	△200	175,400	1 一般廃棄物処理事業債	△200	霞台厚生施設整備事業債	
2 土木債	312,800	△13,400	299,400	1 道路整備事業債	5,100	市道整備事業債 橋梁長寿命化事業債	12,300 △7,200
				2 都市計画事業債	△18,500	神立駅周辺整備事業債	
3 消防債	106,000	△1,700	104,300	1 防災無線整備事業債	△700	防災無線整備事業債	
				3 消防自動車整備事業債	△900	消防自動車整備事業債	
				4 消防施設整備事業債	△100	消防救急無線・指令センター整備事業債	
4 教育債	775,400	△201,600	573,800	1 小学校施設統合環境整備事業債	△185,300	千代田中地区統合小学校施設環境整備事業債	
				2 中学校施設耐震促進事業債	1,800	中学校施設非構造部材耐震対策事業債	
				3 下稲吉中学校施設整備事業債	△18,100	下稲吉中学校施設整備事業債	
8 商工債	0	24,700	24,700	1 観光施設整備事業債	24,700	歩崎公園園地整備事業債	
9 減収補てん債	0	52,100	52,100	1 減収補てん債	52,100	減収補てん債	
計	2,006,974	△140,100	1,866,874				



3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	144,922	△2,497	142,425				△2,497	7 報償費 △70	<b>06 市議会研修活動事業（政策）</b> 7 講師謝礼 △70 8 職員普通旅費 △706 8 議員旅費 △1,681 10 消耗品費 △40	<b>△2,497</b>
							8 旅費 △2,387			
							10 需用費 △40			
計	144,922	△2,497	142,425				△2,497			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	5,088,811	△24,981	5,063,830	△38,150			13,169	1 報酬 △930	<b>01 職員等人件費</b> 3 退職手当特別負担金 8,258 <b>13 人事管理事業</b> 18 双葉町職員派遣負担金 4,907 <b>21 特別定額給付金事業（政策）</b> 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 △930 3 時間外勤務手当 △1,454 4 社会保険料 △151 4 雇用保険料 △4 8 会計年度任用職員費用弁償 △34 10 消耗品費 △181 10 印刷製本費 △1,167 11 通信運搬費 △5,768 11 手数料 △236 12 特別定額給付金システム改修委託 △2,721 18 特別定額給付金 △25,500	<b>8,258</b>
								3 職員手当等 6,804		
								4 共済費 △155		
								8 旅費 △34		
								10 需用費 △1,348		
								11 役務費 △6,004		
								12 委託料 △2,721		
								18 負担金、補助及び交付金 △20,593		
								2 広聴広報費		
						12 委託料 △5,104				
6 財産管理費	221,340	5,154	226,494			17,114	△11,960	10 需用費 △1,950	<b>02 霞ヶ浦庁舎財産管理事業</b> 10 燃料費 △800 10 光熱水費 △500 12 福祉バス運行業務委託 △2,200 13 大型バス借上料 △6,750 <b>03 千代田庁舎等財産管理事業</b> 10 光熱水費 △650 11 保険料 △800	<b>△10,250</b>
								11 役務費 △800		
								12 委託料 △2,866		
								13 使用料及び賃借料 △6,750		
								24 積立金 17,520		

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(6財産管理費)									12 発電機更新設計委託 △666 <b>07 基金運用事業 17,520</b> 24 地域づくり基金積立金 10,725 24 公共施設等整備基金積立金 6,389 24 森林環境譲与税基金積立金 406	
7 企画費	123,653	△16,969	106,684				△16,969	10 需用費 △385 12 委託料 △7,090 13 使用料及び賃借料 △2,508 18 負担金、補助及び交付金 △6,986	<b>02 企画調整事業 △2,508</b> 13 システム使用料 △2,508 <b>03 企画調整事業(政策) △14,461</b> 10 消耗品費 △245 10 印刷製本費 △140 12 自転車活用推進計画策定業務委託 △3,900 12 国土強靱化地域計画策定業務委託 △1,320 12 新型コロナウイルス感染症対策スマホ決済ポイント還元業務委託 △1,870 18 通学定期券購入費助成金 △6,986	
8 交通安全対策費	41,992	△3,413	38,579				△3,413	10 需用費 △3,413	<b>02 交通安全対策事業 △3,413</b> 10 光熱水費 △3,413	
9 地域安全対策費	7,786	△506	7,280				△506	12 委託料 △506	<b>02 地域安全対策事業 △506</b> 12 防犯カメラ等機器保守点検委託 △506	
10 自治振興費	28,438	△4,718	23,720				△4,718	11 役務費 △835 18 負担金、補助及び交付金 △3,883	<b>02 自治振興事業 △835</b> 11 保険料 △835 <b>03 自治振興事業(政策) △3,883</b> 18 地域集会施設整備費補助金 △3,583 18 行政区等コミュニティ活動補助金 △300	
11 情報管理費	216,785	△5,746	211,039				△5,746	12 委託料 △3,733 18 負担金、補助及び交付金 △2,013	<b>03 電算ネットワークシステム整備事業 △3,733</b> 12 ネットワーク構築業務委託 △850 12 テレワーク環境構築業務委託 △2,883 <b>07 電子自治体推進事業(政策) △2,013</b> 18 茨城県共同システム整備運営協議会負担金 △2,013	
13 あじさい館管理費	92,641	△3,800	88,841			△3,000	△800	10 需用費 △2,200 14 工事請負費 △800	<b>02 あじさい館管理事業 △3,800</b> 10 光熱水費 △2,200 14 事務室改修工事 △800	

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
13あじさい館管理費							17 備品購入費	△800	17 事務室用備品 △800	
14 諸費	6,513	△325	6,188	150			7 報償費 18 負担金、補助及び交付金	△625 300	<b>13 移住定住・結婚支援事業(政策)</b> 7 婚活応援ボランティア謝礼 △150 7 国際交流・多文化共生謝礼 △340 7 成立記念品 △135 18 結婚新生活支援事業補助金 300 <b>△325</b>	
計	5,920,998	△60,778	5,860,220	△38,000		14,114	△36,892			

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

2 基幹統計費	18,406	△1,800	16,606	△1,800			1 報酬	△1,800	<b>02 基幹統計調査事業</b> 1 統計調査員報酬 △1,400 1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 △400 <b>△1,800</b>
計	18,897	△1,800	17,097	△1,800					

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	629,657	△390	629,267	△2,080			1,690	27 繰出金	△390	<b>13 国民健康保険特別会計繰出事業</b> 27 国民健康保険特別会計繰出金 △390 <b>△390</b>
2 老人福祉費	140,882	△14,000	126,882				△14,000	19 扶助費	△14,000	<b>02 老人ホーム入所措置事務事業</b> 19 老人保護措置費 △14,000 <b>△14,000</b>
6 老人医療費	528,702	△1,507	527,195	△1,130			△377	27 繰出金	△1,507	<b>03 後期高齢者医療事業</b> 27 後期高齢者医療特別会計繰出金 △1,507 <b>△1,507</b>
7 介護保険費	583,060	△193	582,867				△193	27 繰出金	△193	<b>04 介護保険特別会計繰出事業</b> 27 介護保険特別会計繰出金 △193 <b>△193</b>
計	3,178,169	△16,090	3,162,079	△3,210			△12,880			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	982,277	△98,186	884,091	△75,828			△22,358	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費	△400 △27,830 △69,956	<b>02 児童扶養手当事業</b> 12 児童扶養手当システム改修委託 △400 18 ひとり親世帯臨時特別給付金 △22,610 19 児童扶養手当 △13,996 <b>05 児童手当事業</b> 18 子育て世帯への臨時特別給付金 △750 <b>△37,006</b>
---------	---------	---------	---------	---------	--	--	---------	------------------------------------	----------------------------	---

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
(2児童措置費)									18 かすみがうら市子育て応援給付金 △4,470 19 児童手当 △53,700 <b>06 母子父子福祉事業(政策)</b> △2,260 19 高等職業訓練促進給付金 △2,260	
4児童福祉施設費	1,143,904	△159,218	984,686	133,327			△292,545	12 委託料 △136,191 18 負担金、補助及び交付金 △26,301 19 扶助費 3,274	<b>03 私立保育所事業</b> △136,191 12 私立保育園入所委託 △136,191 <b>04 私立保育所事業(政策)</b> △26,301 18 主食代補助金 △190 18 子ども・子育て支援交付金 △25,974 18 民間保育所乳児等保育事業補助金 △1,119 18 保育対策総合支援事業費補助金 1,842 18 保育士確保対策補助金 △650 18 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 △210 <b>05 認定こども園事業</b> 12,027 19 市内私立認定こども園給付費 8,915 19 施設等利用費(認定こども園) 2,775 19 施設等利用費(認可外保育施設) 337 <b>06 家庭的保育等事業</b> △8,753 19 市内地域型保育給付費 △839 19 市外地域型保育給付費 △5,130 19 施設等利用費(認可外保育施設) △2,784	
5児童館費	75,527	△4,210	71,317				△4,210	1 報酬 △1,680 3 職員手当等 △349 4 共済費 △1,273 8 旅費 △308 14 工事請負費 △600	<b>02 大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業</b> △4,210 1 会計年度任用職員(専門事務)報酬 △1,680 3 会計年度任用職員期末手当 △349 4 社会保険料 △1,273 8 会計年度任用職員費用弁償 △308 14 大塚ふれあいセンター空調設備改修工事 △600	

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6 放課後児童健全育成事業費	207,655	△12,691	194,964	△13,656			965	1 報酬 3 職員手当等 8 旅費 12 委託料 17 備品購入費 18 負担金、補助及び交付金	△21,084 △1,973 △2,756 △1,770 △936 15,828	<b>02 放課後児童健全育成事業</b> 1 会計年度任用職員（専門事務等）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 8 会計年度任用職員費用弁償 12 放課後児童クラブ公設公営民間委託 17 児童クラブ運営備品 <b>03 放課後児童健全育成事業（政策）</b> 18 放課後児童クラブ民営補助金 18 子ども・子育て支援整備交付金	<b>△28,519</b> △21,084 △1,973 △2,756 △1,770 △936 <b>15,828</b> 14,499 1,329
計	2,840,537	△274,305	2,566,232	43,843			△318,148				

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	128,366	△687	127,679				△687	13 使用料及び賃借料	△687	<b>02 生活保護等総務事業</b> 13 生活保護システム使用料	<b>△687</b> △687
計	572,151	△687	571,464				△687				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	862,151	△1,205	860,946				△1,205	18 負担金、補助及び交付金	△1,205	<b>13 湖北環境衛生組合運営事業</b> 18 湖北環境衛生組合負担金 <b>16 感染症対策事業</b> 18 地域外来・検査センター（PCR検査場）負担金	<b>△594</b> △594 <b>△611</b> △611
2 母子保健事業費	44,955	△2,295	42,660				△2,295	1 報酬 7 報償費 22 償還金、利子及び割引料	△955 △1,635 295	<b>02 母子保健事業</b> 1 会計年度任用職員（公認心理師等）報酬 7 在宅歯科衛生士謝礼 7 在宅栄養士謝礼 7 言語聴覚士謝礼 7 在宅保健師謝礼 7 助産師謝礼 7 保育士謝礼 7 にこにこ教室指導員謝礼 22 国庫負担金等返還金	<b>△2,295</b> △955 △235 △225 △180 △800 △155 △195 155 295

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6環境保全対策費	1,907,232	△44,609	1,862,623		△200		△44,409	10 需用費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△1,131 △1,370 △42,108	03 環境美化事業(政策) 12 市内一斉清掃収集業務委託 09 一般廃棄物処理事業(政策) 10 印刷製本費 18 新治地方広域事務組合衛生費負担金 18 霞台厚生施設組合負担金	△1,370 △1,370 △43,239 △1,131 △1,658 △40,450
計	3,035,586	△48,109	2,987,477		△200		△47,909				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

2 農業総務費	407,191	△1,500	405,691				△1,500	14 工事請負費	△1,500	02 農村公園維持管理事業 14 遊具等撤去工事	△1,500 △1,500
3 農業振興費	47,086	△6,314	40,772	△4,670			△1,644	18 負担金、補助及び交付金	△6,314	06 園芸振興事業(政策) 18 園芸産地総合整備事業補助金 09 農業振興事業 18 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 10 農業振興事業(政策) 18 第三者継承促進事業補助金 13 農地中間管理事業(政策) 18 機構集積協力金	△137 △137 △4,125 △4,125 △1,507 △1,507 △545 △545
6 水田農業対策費	32,510	△3,857	28,653	△616			△3,241	18 負担金、補助及び交付金	△3,857	02 米政策推進事業 18 経営所得安定対策等推進事務費補助金 03 米政策推進事業(政策) 18 水田利活用推進事業助成金	△616 △616 △3,241 △3,241
8 農地費	162,208	△18,838	143,370	△14,289			△4,549	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△300 △18,538	07 国営造成施設管理体制整備事業(政策) 18 霞ヶ浦土地改良区補助金 08 農地維持・資源向上対策事業 12 現地確認業務委託 18 農地維持・資源向上対策交付金	△1,500 △1,500 △17,338 △300 △17,038
計	712,394	△30,509	681,885	△19,575			△10,934				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業振興費	16,940	△700	16,240	△700				12 委託料	△700	02 林業振興事業 12 身近なみどり整備推進事業委託	△700 △700
---------	--------	------	--------	------	--	--	--	--------	------	--------------------------------	--------------

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
計	16,940	△700	16,240	△700							

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 3 水産業費

1 水産業振興費	4,065	△580	3,485				△580	18 負担金、補助及び交付金	△580	<b>03 水産振興事業（政策）</b> 18 水産加工特産品キャンペーン事業補助金	<b>△580</b> △580
計	4,065	△580	3,485				△580				

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

2 商工振興費	1,086,639	△45,377	1,041,262	38,607		△20,128	△63,856	12 委託料	△600	<b>03 中小企業対策事業（政策）</b> 18 事業継続給付金	<b>△20,000</b> △20,000		
								18 負担金、補助及び交付金	△40,128			<b>05 商工振興事業（政策）（財源振替）</b>	
								22 償還金、利子及び割引料	△4,649			<b>10 企業立地促進事業（政策）</b> 18 企業立地促進助成金	<b>△20,128</b> △20,128
3 観光費	143,547	△11,123	132,424				△11,123	12 委託料	△9,010	<b>07 観光交流推進事業（政策）</b> 12 観光交流プロモーション促進事業委託	<b>△7,700</b> △7,700		
								14 工事請負費	△2,200			<b>11 交流センター管理運営事業（政策）</b> 21 施設管理費補填	<b>87</b> 87
								21 補償、補填及び賠償金	87				
4 歩崎公園管理費	57,694	45,420	103,114	20,250	24,700		470	14 工事請負費	45,000	<b>04 歩崎公園管理運営事業（政策）</b> 14 歩崎公園園地整備設計・施工業務	<b>45,000</b> 45,000		
								21 補償、補填及び賠償金	420			<b>06 水族館管理運営事業（政策）</b> 21 施設管理費補填	<b>420</b> 420
計	1,358,012	△11,080	1,346,932	58,857	24,700	△20,128	△74,509						

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一財 一般源	節		説明	
				特定財源		国県支出金		区分	金額		
				地方債	その他						
1道路橋梁 維持費	330,570	△12,150	318,420	△6,325	△7,200		1,375	12委託料	△12,150	<b>03 道路維持管理事業(政策)</b> 12 橋梁長寿命化点検委託 △650 12 橋梁長寿命化補修設計委託 △11,500	<b>△12,150</b>
2道路橋梁 新設改良 費	247,633	25,500	273,133	13,750	12,300		△550	14工 事 請 負 費	25,500	<b>05 市道整備事業(政策)</b> 14 道路改良工事	<b>25,500</b> 25,500
計	578,203	13,350	591,553	7,425	5,100		825				

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

1都市計画 総務費	840,057	△174	839,883		△18,500		18,326	18負担金 、 補 助 及 び 交 付 金	△174	<b>04 都市計画調整事業(政策)</b> 18 研修負担金	<b>△174</b> △174
2公園費	17,566	△500	17,066				△500	12委託料	△500	<b>02 都市公園維持管理事業</b> 12 公園等管理委託 △200 12 樹木管理委託 △300	<b>△500</b> △200 △300
計	857,623	△674	856,949		△18,500		17,826				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

1常備消防 費	686,990	△980	686,010		△100	△218	△662	8旅費	△170	<b>03 常備消防事業</b> 8 職員普通旅費 △170 11 手数料 △200 13 電話設備借上料 △158 18 職員研修負担金 △146 18 茨城消防救急無線・指令セ ンター運営協議会負担金 △306	<b>△980</b>
								11 役務費	△200		
								13 使用料 及 び 賃 借 料	△158		
								18 負担金 、 補 助 及 び 交 付 金	△452		
2非常備 消防費	67,426	△10,898	56,528			△9,522	△1,376	1報酬	△162	<b>02 消防団運営事業</b> 1 団員報酬 △162 7 消防団員退職報償金 △9,522 17 消防団員作業服等消防用備 品 △800 18 茨城県立消防学校入校負担 金 △131 18 消防団員福祉共済掛金 △183 18 茨城県消防ポンプ操法競技 大会県南北部地区大会運営 負担金 △100	<b>△10,898</b>
								7 報償費	△9,522		
								17 備品 購入費	△800		
								18 負担金 、 補 助 及 び 交 付 金	△414		



## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 消防施設整備費	75,125	△1,357	73,768	△170	△900		△287	12 委託料 17 備品購入費	△139 △1,218	<b>02 消防車両整備事業 (政策)</b> <b>△849</b> 12 車載無線機・車両運用端末装置設置業務委託 △139 17 高規格救急自動車 △710 <b>06 消防団施設整備事業 (政策)</b> <b>△508</b> 17 警防用備品 △508
4 災害対策費	329,692	△6,092	323,600	△2,015	△700		△3,377	10 需用費 14 工事請負費	△521 △5,571	<b>05 災害対策事業</b> <b>△521</b> 10 修繕料 △521 <b>08 防災無線整備事業 (政策)</b> <b>△5,571</b> 14 防災行政無線デジタル化整備工事 △5,571
計	1,159,233	△19,327	1,139,906	△2,185	△1,700	△9,740	△5,702			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

3 教育振興対策費	201,284	△16,727	184,557	△796			△15,931	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費	△5,600 △1,125 △1,000 △1,100 △4,500 △2,341 △1,061	<b>07 学校支援員設置事業 (政策)</b> <b>△8,125</b> 1 会計年度任用職員 (学校支援員) 報酬 △4,900 3 会計年度任用職員期末手当 △1,125 4 社会保険料 △1,000 8 会計年度任用職員費用弁償 △1,100 <b>21 教育推進団体設置事業 (政策)</b> <b>△1,811</b> 18 教育研究会補助金 △1,811 <b>23 中学校部活動支援事業 (政策)</b> <b>△4,500</b> 13 車借上料 △4,500 <b>26 幼稚園教育振興事業 (政策)</b> <b>△1,061</b> 19 施設等利用費 (幼稚園) △1,061 <b>30 学校統合推進事業 (政策)</b> <b>△700</b> 1 会計年度任用職員 (T T 非常勤講師) 報酬 △700 <b>32 臨時休業支援給付金事業 (政策)</b> <b>△530</b> 18 臨時休業支援給付金 △530
計	310,973	△16,727	294,246	△796			△15,931			

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

1 小学校管理費	331,062	△565	330,497				△565	10 需用費	△565	<b>06 小学校施設維持管理事業</b> <b>△565</b> 10 医薬材料費 △565
2 小学校教育振興費	240,284	△40,383	199,901				△40,383	1 報酬 3 職員手当等	△5,300 △787	<b>07 小学校コンピューター設置事業 (政策)</b> <b>△30,696</b>

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一財	一般		区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他						
(2) 小学校教育振興費									4 共済費	△900	17 G I G Aスクール対応タブレットPC <b>08 小学校就学支援事業</b> 7 入学記念品 <b>10 小学校教育振興事業 (政策)</b> 1 会計年度任用職員 (T T非常勤講師等) 報酬 3 会計年度任用職員期末手当 4 社会保険料 8 会計年度任用職員費用弁償	△30,696
									7 報償費	△2,000		<b>△2,000</b>
									8 旅費	△700		△2,000
									17 備品購入費	△30,696		<b>△7,687</b>
												△5,300
3 小学校整備費	988,510	0	988,510		△185,300		185,300			<b>15 千代田中学校区統合小学校環境整備事業 (政策) (財源振替)</b>		
計	1,559,856	△40,948	1,518,908		△185,300		144,352					

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

1 中学校管理費	147,244	△1,500	145,744				△1,500	1 報酬	△1,000	<b>03 中学校管理運営事業 (政策)</b> 1 会計年度任用職員 (学校校務員) 報酬 4 社会保険料	△1,000
								4 共済費	△500		△500
2 中学校教育振興費	148,629	△16,867	131,762				△16,867	1 報酬	△2,500	<b>04 中学校図書室運営事業 (政策)</b> 1 会計年度任用職員 (図書館司書) 報酬	△700
								3 職員手当等	△618		△700
								4 共済費	△1,500	<b>08 中学校コンピューター設置事業 (政策)</b> 17 G I G Aスクール対応タブレットPC <b>11 中学校教育振興事業 (政策)</b> 1 会計年度任用職員 (小中連携推進非常勤講師等) 報酬 3 会計年度任用職員期末手当 4 社会保険料	△12,249
								17 備品購入費	△12,249		△12,249
3 中学校整備費	74,723	△28,730	45,993		△16,300		△12,430	12 委託料	△2,450	<b>05 中学校施設耐震促進事業 (政策) (財源振替)</b> <b>09 下稻吉中学校施設整備事業 (政策)</b> 12 下稻吉中学校屋内運動場基本実施設計業務委託 14 敷地拡張工事	△2,450
								14 工事請負費	△26,280		<b>△28,730</b>

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
計	370,596	△47,097	323,499		△16,300		△30,797				

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

1 社会教育 総務費	79,405	△1,367	78,038		△137	△1,230	1 報酬	△472	<b>02 生涯学習推進事業</b>	<b>△472</b>
							7 報償費	△608	1 社会教育委員報酬	△472
							8 旅費	△151	<b>03 生涯学習推進事業(政策)</b>	<b>△314</b>
							10 需用費	△31	7 謝礼	△191
							12 委託料	△105	8 委員等研修旅費	△123
2 公民館費	89,185	△6,521	82,664		△953	△5,568	1 報酬	△127	<b>02 公民館運営審議会運営事業</b>	<b>△127</b>
							7 報償費	△1,542	1 公民館運営審議会委員報酬	△127
							10 需用費	△1,184	<b>08 千代田公民館管理事業</b>	<b>△600</b>
							12 委託料	△533	10 光熱水費	△600
							13 使用料及び 賃借料	△3,135	<b>16 霞ヶ浦中地区公民館コミュニ ティ活動事業(政策)</b>	<b>△2,666</b>
									7 記念品	△166
									10 食糧費	△190
									13 車借上料	△2,310
									<b>17 霞ヶ浦中地区公民館講座事業(政策)</b>	<b>△765</b>
									7 各講座・教室関係謝礼	△435
									13 映画フィルム借上料	△330
									<b>18 千代田中地区公民館講座事業(政策)</b>	<b>△246</b>
									7 各講座・教室関係謝礼	△246
									<b>19 下稻吉中地区公民館講座事業(政策)</b>	<b>△246</b>
									7 各講座・教室関係謝礼	△246
		<b>20 旧地区公民館管理事業</b>	<b>△533</b>							
		12 施設清掃委託	△362							
		12 旧地区公民館測量委託	△171							
		<b>22 千代田中地区公民館コミュニ ティ活動事業(政策)</b>	<b>△449</b>							

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
(2 公民館費)									7 地区公民館各種行事謝礼 <b>23 下稻吉中地区公民館コミュニティ活動事業(政策)</b> 10 消耗品費 10 食糧費 10 印刷製本費 13 車借上料	△449 <b>△889</b> △128 △126 △140 △495	
3 文化振興費	11,231	△915	10,316				△915	1 報酬 10 需用費 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金	△120 △350 △310 △135	<b>02 文化財保護事業</b> 1 文化財保護審議会委員報酬 <b>03 文化財保護事業(政策)</b> 10 食糧費 10 印刷製本費 <b>04 埋蔵文化財事業</b> 13 試掘作業用重機借上料	<b>△120</b> △120 <b>△485</b> △134 △216 <b>△310</b> △310
4 図書館費	67,415	△3,253	64,162				△3,253	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 14 工事請負費 17 備品購入費	△1,591 △259 △255 △110 △180 △438 △420	<b>03 図書館運営事業(政策)</b> 1 会計年度任用職員(図書館司書等)報酬 3 会計年度任用職員期末手当 4 社会保険料 7 おはなし会謝礼 8 会計年度任用職員費用弁償 14 図書館環境改善工事 17 図書除菌機	<b>△3,253</b> △1,591 △259 △255 △110 △180 △438 △420
5 歴史博物館費	62,429	△1,823	60,606				△1,823	8 旅費 10 需用費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△296 △800 △597 △130	<b>02 歴史博物館管理運営事業</b> 10 燃料費 10 光熱水費 12 空調設備点検委託 12 樹木等管理委託 <b>05 ジオパーク推進事業(政策)</b> 8 職員普通旅費 8 職員特別旅費 18 日本ジオパーク大会負担金	<b>△1,397</b> △100 △700 △337 △260 <b>△426</b> △159 △137 △130
計	309,665	△13,879	295,786			△1,090	△12,789				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	54,696	△3,615	51,081				△3,615	7 報償費 8 旅費	△2,018 △200	<b>04 市民ふれあいスポーツ推進事業</b> 10 光熱水費	<b>△300</b> △300
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	---------------	----------------	-------------------------------------	---------------------

## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1) 保健体育 総務費									<b>05 市民ふれあいスポーツ推進事業 (政策) <span style="float:right">△1,912</span></b> 7 スポーツ教室講師謝礼 <span style="float:right">△165</span> 7 各種大会記念品 <span style="float:right">△450</span> 8 職員普通旅費 <span style="float:right">△200</span> 10 食糧費 <span style="float:right">△264</span> 11 保険料 <span style="float:right">△208</span> 12 海洋クラブ事業運営委託 <span style="float:right">△200</span> 18 B&Gインストラクター養成 研修負担金 <span style="float:right">△425</span> <b>06 スポーツ団体育成事業 <span style="float:right">△1,403</span></b> 7 スポーツ推進委員謝礼 <span style="float:right">△1,403</span>	
2 体育施設 管理費	87,667	△1,000	86,667				△1,000	10 需用費 <span style="float:right">△1,000</span>	<b>06 第1常陸野公園管理運営事業 <span style="float:right">△1,000</span></b> 10 光熱水費 <span style="float:right">△1,000</span>	
計	142,363	△4,615	137,748				△4,615			

## (款) 12 公債費

## (項) 1 公債費

2 利子	137,738	△18,400	119,338				△18,400	22 償還金、 利子及び 割引料 <span style="float:right">△18,400</span>	<b>01 市債償還事業(利子) <span style="float:right">△18,400</span></b> 22 地方債利子 <span style="float:right">△18,400</span>
計	2,063,384	△18,400	2,044,984				△18,400		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当			計
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 ( 3.35)	3,193	33,583	4,453	38,036
	議 員	16	52,620		16,894 ( 3.35)		69,514	18,560	88,074
	その他の特別職	1,093	57,971				57,971	400	58,371
	計	1,112	110,591	23,004	24,280	3,193	161,068	23,413	184,481
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 ( 3.35)	3,193	33,583	4,453	38,036
	議 員	16	52,620		16,894 ( 3.35)		69,514	18,560	88,074
	その他の特別職	1,171	60,252				60,252	400	60,652
	計	1,190	112,872	23,004	24,280	3,193	163,349	23,413	186,762
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	△ 78	△ 2,281				△ 2,281		△ 2,281
	計	△ 78	△ 2,281				△ 2,281		△ 2,281

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	376 ( 293)	( 316,496)	1,440,746	1,009,446 ( 36,440)	2,450,192 ( 352,936)	462,713 ( 53,050)	2,912,905 ( 405,986)
補正前	376 ( 318)	( 357,536)	1,440,746	1,010,900 ( 41,551)	2,451,646 ( 399,087)	462,713 ( 58,633)	2,914,359 ( 457,720)
比 較	( △ 25)	( △ 41,040)		△ 1,454 ( △ 5,111)	△ 1,454 ( △ 46,151)	( △ 5,583)	△ 1,454 ( △ 51,734)

( )内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
		補正後	45,279	328,186	245,411	21,492	27,611	59,662	3,500	51,835	2,288	25,292	5,773	186,886	4,219
補正前	45,279	328,186	245,411	21,492	27,611	61,116	3,500	51,835	2,288	25,292	5,773	186,886	4,219	2,012	
比 較							△ 1,454								

議案第15号

令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,200,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		916,313	△11,569	904,744
	1 国民健康保険税	916,313	△11,569	904,744
6 繰入金		302,352	△390	301,962
	1 一般会計繰入金	302,351	△390	301,961
7 繰越金		1,589	58,017	59,606
	1 繰越金	1,589	58,017	59,606
歳入合計		4,154,006	46,058	4,200,064



歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金		7,643	45,267	52,910
	1 基金積立金	7,643	45,267	52,910
8 諸支出金		5,105	791	5,896
	1 償還金及び還付加算金	5,103	791	5,894
歳出合計		4,154,006	46,058	4,200,064

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	916,313	△11,569	904,744
2 使用料及び手数料	800	0	800
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,915,514	0	2,915,514
5 財産収入	3	0	3
6 繰入金	302,352	△390	301,962
7 繰越金	1,589	58,017	59,606
8 諸収入	17,434	0	17,434
歳入合計	4,154,006	46,058	4,200,064

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	47,125	0	47,125				
2 保 険 給 付 費	2,886,896	0	2,886,896				
3 国民健康保険事業費納付金	1,145,605	0	1,145,605				
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	46,630	0	46,630				
7 基 金 積 立 金	7,643	45,267	52,910				45,267
8 諸 支 出 金	5,105	791	5,896				791
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,154,006	46,058	4,200,064				46,058

## 2 歳 入

## (款) 1 国民健康保険税

## (項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	916,000	△11,569	904,431	2 滞 納 繰 越 分	△11,569	医療給付費分滞納繰越分 後期高齢者支援金分滞納繰越分 介護納付金分滞納繰越分
計	916,313	△11,569	904,744			△8,155 △2,869 △545

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	302,351	△390	301,961	1 一般会計繰入金	△390	国保財政安定化支援事業分 保険基盤安定繰入金 (支援分) 保険基盤安定繰入金 (軽減分)
計	302,351	△390	301,961			2,383 34 △2,807

## (款) 7 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1,589	58,017	59,606	1 その他の繰越金	58,017	前年度繰越金
計	1,589	58,017	59,606			

3 歳 出

(款) 7 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 支払準備基金積立金	7,643	45,267	52,910				45,267	24 積立金	45,267	<b>01 支払準備基金積立金事業</b> 24 国保支払準備基金積立金	<b>45,267</b> 45,267
計	7,643	45,267	52,910				45,267				

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 その他償還金	1	791	792				791	22 償還金、利子及び割引料	791	<b>01 その他償還事業</b> 22 国庫負担金等返還金	<b>791</b> 791
計	5,103	791	5,894				791				

議案第16号

令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		499,596	△1,507	498,089
	1 一 般 会 計 繰 入 金	499,596	△1,507	498,089
4 繰 越 金		1	2,232	2,233
	1 繰 越 金	1	2,232	2,233
歳 入 合 計		884,770	725	885,495

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		878,479	△1,507	876,972
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	878,479	△1,507	876,972
3 諸 支 出 金		1,001	2,232	3,233
	2 繰 出 金	1	2,232	2,233
歳 出 合 計		884,770	725	885,495



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	384,017	0	384,017
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	499,596	△1,507	498,089
4 繰越金	1	2,232	2,233
5 諸収入	1,001	0	1,001
6 国庫補助金	154	0	154
歳入合計	884,770	725	885,495

## 歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	4,290	0	4,290				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	878,479	△1,507	876,972				△1,507
3 諸 支 出 金	1,001	2,232	3,233				2,232
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	884,770	725	885,495				725

## 2 歳 入

## (款) 3 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 保険基盤安定繰入金	101,956	△1,507	100,449	1 保険基盤安定繰入金	△1,507	保険基盤安定繰入金
計	499,596	△1,507	498,089			

## (款) 4 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1	2,232	2,233	1 繰 越 金	2,232	繰越金
計	1	2,232	2,233			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	878,479	△1,507	876,972				△1,507	18 負担金、補助及び交付金	△1,507	<b>01 後期高齢者医療広域連合納付事業</b> 18 保険基盤安定納付金	<b>△1,507</b> △1,507
計	878,479	△1,507	876,972				△1,507				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	2,232	2,233				2,232	27 繰出金	2,232	<b>01 一般会計繰出事業</b> 27 一般会計繰出金	<b>2,232</b> 2,232
計	1	2,232	2,233				2,232				

議案第17号

令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,668,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		787,902	△234	787,668
	1 介 護 保 険 料	787,902	△234	787,668
3 国 庫 支 出 金		763,998	△385	763,613
	2 国 庫 補 助 金	170,267	△385	169,882
5 県 支 出 金		521,073	△193	520,880
	3 県 補 助 金	17,121	△193	16,928
7 繰 入 金		613,042	△193	612,849
	1 一 般 会 計 繰 入 金	578,176	△193	577,983
8 繰 越 金		37,170	5	37,175
	1 繰 越 金	37,170	5	37,175
歳 入 合 計		3,669,836	△1,000	3,668,836

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地 域 支 援 事 業 費		108,546	△1,000	107,546
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	59,861	△1,000	58,861
歳 出 合 計		3,669,836	△1,000	3,668,836

第 2 表 債務負担行為補正

1 廃止

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地域包括支援センター業務委託	令和3年度から 令和5年度まで	66,000	—	—



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	787,902	△234	787,668
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	763,998	△385	763,613
4 支払基金交付金	924,537	0	924,537
5 県支出金	521,073	△193	520,880
6 財産収入	35	0	35
7 繰入金	613,042	△193	612,849
8 繰越金	37,170	5	37,175
9 諸収入	9,533	0	9,533
10 介護サービス収入	12,446	0	12,446
歳入合計	3,669,836	△1,000	3,668,836

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	102,272	0	102,272				
2 保 険 給 付 費	3,391,484	0	3,391,484				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	108,546	△1,000	107,546	△578		△193	△229
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	18,579	0	18,579				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	38,919	0	38,919				
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,669,836	△1,000	3,668,836	△578		△193	△229

## 2 歳 入

## (款) 1 保険料

## (項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1第1号被保険者保険料	787,902	△234	787,668	1 現年度分特別徴収保険料	△212	現年度分
				2 現年度分普通徴収保険料	△22	現年度分
計	787,902	△234	787,668			

## (款) 3 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

3地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	22,561	△385	22,176	1 現年度分	△385	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	170,267	△385	169,882			

## (款) 5 県支出金

## (項) 3 県補助金

2地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	11,280	△193	11,087	1 現年度分	△193	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	17,121	△193	16,928			

## (款) 7 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

3地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	11,280	△193	11,087	1 現年度分	△193	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	578,176	△193	577,983			

## (款) 8 繰越金

## (項) 1 繰越金

1繰越金	37,170	5	37,175	1 繰越金	5	前年度繰越金
計	37,170	5	37,175			

3 歳 出

(款) 4 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2地域包括 支援セン ター 費	24,731	△1,000	23,731	△578		△193	△229	12 委託料	△1,000	<b>02 地域包括支援センター運営事業</b> <b>△1,000</b> 12 地域包括支援センター開設 準備委託料 <b>△1,000</b>
計	59,861	△1,000	58,861	△578		△193	△229			

議案第18号

令和2年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算について（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和2年度かすみがうら市下水道事業会計予算書第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	485,948千円	12,350千円	498,298千円
第1項 企業債	146,800千円	8,000千円	154,800千円
第4項 国庫補助金	1,666千円	4,350千円	6,016千円
	支 出		
第1款 資本的支出	786,560千円	16,850千円	803,410千円
第1項 建設改良費	61,295千円	16,850千円	78,145千円

(企業債)

第3条 予算書第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	既決限度額	補正予算額	計
流域下水道事業	33,200	8,000	41,200

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和2年度 かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

（1）資本的収入及び支出

（収 入）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			485,948	12,350	498,298	
	1 企業債		146,800	8,000	154,800	
		1 企業債	146,800	8,000	154,800	
	4 国庫補助金		1,666	4,350	6,016	
		1 国庫補助金	1,666	4,350	6,016	

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 資本的支出			786,560	16,850	803,410		
	1 建設改良費		61,295	16,850	78,145		
		1 公共下水道整備事業		9,236	8,700	17,936	
		5 流域下水道建設負担金		34,447	8,150	42,597	



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

**かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表**

改正前			改正後		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1～10 (略)			1～10 (略)		
11 市長	かすみがうら市ひとり暮らし高齢者住宅用火災 <b>報知器</b> 給付事業実施要綱(平成22年かすみがうら市告示第52号)に関する事務であって規則で定めるもの		11 市長	かすみがうら市ひとり暮らし高齢者住宅用火災 <b>警報器</b> 給付事業実施要綱(平成22年かすみがうら市告示第52号)に関する事務であって規則で定めるもの	
12 市長	かすみがうら市救急医療情報キット <b>配布事業実施要項</b> (平成24年かすみがうら市告示第80号)に関する事務であって規則で定めるもの		12 市長	かすみがうら市救急医療情報キット <b>配布事業実施要綱</b> (平成24年かすみがうら市告示第80号)に関する事務であって規則で定めるもの	
13～33 (略)			13～33 (略)		
<b>34 市長</b>	<b>かすみがうら市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成26年かすみがうら市告示第26号)に関する事務であって規則で定めるもの</b>		<b>34 教育長</b>	<b>(略)</b>	
<b>35 市長</b>	<b>かすみがうら市私立幼稚園園児の保護者に対する助成金交付要綱(平成26年かすみがうら市告示第27号)に関する事務であって規則で定めるもの</b>				
<b>36 教育長</b>	<b>(略)</b>				
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報

1～10 (略)			1～10 (略)		
11 市長	かすみがう ら市ひとり 暮らし高齢 者住宅用火 災 <b>報知器</b> 給 付事業実施 要綱(平成22 年かすみが うら市告示 第 52 号)に 関する事務 であって規 則で定める もの	(略)	11 市長	かすみがう ら市ひとり 暮らし高齢 者住宅用火 災 <b>警報器</b> 給 付事業実施 要綱(平成22 年かすみが うら市告示 第 52 号)に 関する事務 であって規 則で定める もの	(略)
12 市長	かすみがう ら市救急医 療情報キッ ト <b>配布事業 実施要項</b> (平 成 24 年かす みがうら市 告示第 80 号)に関する 事務であっ て規則で定 めるもの	(略)	12 市長	かすみがう ら市救急医 療情報キッ ト <b>配布事業 実施要綱</b> (平 成 24 年かす みがうら市 告示第 80 号)に関する 事務であっ て規則で定 めるもの	(略)
13～33 (略)			13～33 (略)		
<b>34 市長</b>	<b>かすみがう ら市私立幼 稚園就園奨 励費補助金 交付要綱(平 成 26 年かす みがうら市 告示第 26</b>	<b>(1) 地方税 関係情報 であって 規則で定 めるもの (2) 生活保 護関係情 報であっ</b>			

	<u>号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>て規則で定めるもの</u>	
<u>35 市長</u>	<u>かすみがうら市私立幼稚園園児の保護者に対する助成金交付要綱(平成 26 年かすみがうら市告示第 27 号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	
			<u>附 則</u> <u>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u>

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、<u>第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条(同法第 17 条において準用する場合を含む。)、第 17 条、第 18 条第 3 項</u>並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><b><u>(3) かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></b></p> <p><b><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></b></p> <p><b><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></b></p> <p><b><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></b></p> <p><b><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></b></p> <p><b><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員</u></b></p> <p><b><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする</u></b></p>
--	--

	<p><u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
	<p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p><u>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条第1号において同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条第1号において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児</u></p>

休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員がかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。))第14条の規定による出産に係る特別休業により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休

	<p><u>業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p><u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合</u></p>
	<p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、</u></p>

	<p><u>次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合</u></p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><b>第2条の3</b> (略)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><b>第2条の5</b> (略)</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業(<u>かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第14条の規定による特別休暇をいう。)を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業(<u>勤務時間条例</u>第14条の規定による特別休暇をいう。)を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員</u></p>



	<p><u>が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p>
	<p><u>(育児短時間勤務をすることができない職員)</u></p> <p><u>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>(2) かすみがうら市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p>
	<p><u>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</u></p> <p><u>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p><u>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職</u></p>

	<p><u>又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</u></p> <p><u>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p><u>(5) 育児短時間勤務の承認が、第 13 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u></p> <p><u>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書(第 3 条第 5 号に規定する育児休業等計画書をいう。)により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p><u>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p>
	<p><u>(育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態)</u></p>

	<p><u>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</u></p> <p><u>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p><u>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p>
	<p><u>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</u></p> <p><u>第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、市規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。</u></p>
	<p><u>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</u></p> <p><u>第13条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p><u>(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p><u>(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p>
	<p><u>(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)</u></p>

	<p><u>第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p><u>(1) 過員を生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</u></p>
	<p><u>(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)</u></p> <p><u>第15条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。</u></p>
	<p><u>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)</u></p> <p><u>第16条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。</u></p>
<p><u>第9条 削除</u></p>	<p><u>(部分休業をすることができない職員)</u></p> <p><u>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p><u>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員</u></p>

<p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第 10 条</b> 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p><b>2 勤務時間条例第 14 条の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</b></p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第 18 条</b> 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p><b>2 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</b></p> <p><b>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</b></p>
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱</p>

い) <b>第11条</b> (略)	い) <b>第19条</b> (略)
<b>第12条</b> 育児休業法第19条第3項で準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 <b>(1) 職員が部分休業により養育している子を、当該部分休業をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。</b> <b>(2) 部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。</b> <b>(3) 部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。</b>	<b>(部分休業の承認の取消事由)</b> <b>第20条</b> 第13条の規定は、部分休業について準用する。
(委任) <b>第13条</b> (略)	(委任) <b>第21条</b> (略)
	<b>附 則</b> <b>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</b>

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <b>100分の130</b> を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <b>100分の127.5</b> を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略) 3 及び 4 (略)	(1)～(4) (略) 3 及び 4 (略)
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 23 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、任期が 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <b>100 分の 130</b> を乗じて得た額に、6 月 1 日及び 12 月 1 日以前 6 箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 23 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、任期が 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <b>100 分の 127.5</b> を乗じて得た額に、6 月 1 日及び 12 月 1 日以前 6 箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略) 3 及び 4 (略)	(1)～(4) (略) 3 及び 4 (略)
	<b>附 則</b> <b>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</b>

**かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表**

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この条例において「特例法人」とは、市内に事務所又は事業所(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。ただし、これらのうち規則で定める適用を除外する事業については除く。以下「事務所等」という。)の新設又は増設(以下「新增設」という。)をした法人であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号) <b>第 24 条</b> に基づく国の確認を受	(定義) 第 2 条 この条例において「特例法人」とは、市内に事務所又は事業所(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。ただし、これらのうち規則で定める適用を除外する事業については除く。以下「事務所等」という。)の新設又は増設(以下「新增設」という。)をした法人であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号) <b>第 25 条</b> に基づく国の確認を受

<p>けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者をいう。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この条例において「特定業務施設」とは、前項の認定事業者が整備する地域再生法 <b>第5条第4項第4号</b>に規定する特定業務施設をいう。</p> <p>7 及び8 (略)</p>	<p>けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者をいう。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この条例において「特定業務施設」とは、前項の認定事業者が整備する地域再生法 <b>第5条第4項第5号</b>に規定する特定業務施設をいう。</p> <p>7 及び8 (略)</p>
	<p align="center"><b>附 則</b></p> <p align="center"><b><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></b></p>

#### かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 15 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で<b>接続された端末</b>で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものを<b>いう</b>。)で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機<b>又は申請補助端末機</b>による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 15 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で<b>接続された端末機</b>で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものを<b>いう</b>。) <b>又は申請補助端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の申請の手續及び申請を受領する機能を有するものをいう。)</b>で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>
	<p align="center"><b>附 則</b></p> <p align="center"><b><u>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></b></p>

#### かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----



<p>(事業)</p> <p>第5条 児童館は児童福祉法(昭和22年法律<b>第164号</b>)第40条の規定に基づき、必要な事業を行うものとする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 児童館は児童福祉法(昭和22年法律<b>第164号。以下「法」という。</b>)第40条の規定に基づき、必要な事業を行うものとする。</p>
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第6条 児童館を利用することのできる者は、<b>市内に居住</b>する児童及び児童福祉関係団体、学校その他前条に掲げる事業を行おうとする団体等で適切な責任者を有するものとする。</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第6条 児童館を利用することのできる者は、<b>法第4条に規定</b>する児童及び児童福祉関係団体、学校その他前条に掲げる事業を行おうとする団体等で適切な責任者を有するものとする。<b>ただし、乳児又は幼児にあっては、その保護者が同伴する者に限る。</b></p>
	<p><b>附 則</b></p> <p><b>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</b></p>

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷(<b>対象者が小児であり、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)</b>について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対しその満たない額に相当する</p>	<p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対しその満たない額に相当する</p>

<p>えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対しその満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法、その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法、その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(控除額の支給)</p> <p>第4条の2 市は、前条第2項第1号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者<b><u>(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児を除く。)</u></b>の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</p> <p>2 市は、対象者が<b>15歳</b>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、前条第2項第2号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</p>	<p>(控除額の支給)</p> <p>第4条の2 市は、前条第2項第1号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</p> <p>2 市は、対象者が<b>18歳</b>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、前条第2項第2号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</p>
<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>

<p><u>(2) 小児(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。)にあっては、15歳の誕生日から18歳の誕生日までの間の誕生日において、その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は小児の配偶者若しくは父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</u></p> <p><u>(3)及び(4)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p><u>(2)及び(3)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
	<p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><u>1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p><b>(経過措置)</b></p> <p><u>2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。</u></p>

**かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(特別給付)</p> <p>第3条 市は、次の各号に掲げる特別給付を行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 市は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第19項に規定する介護保険施設の入所者を除く要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)が、おむつを購入したと</p>	<p>(特別給付)</p> <p>第3条 市は、次の各号に掲げる特別給付を行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><b>(3) 移送サービス費</b></p> <p>2 市は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第25項に規定する介護保険施設の入所者を除く<b>法第27条に規定する</b>要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)が、</p>

<p>き又はおむつの貸与サービスを受けたときは、当該被保険者に対し、おむつ利用費を支給する。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>おむつを購入したとき又はおむつの貸与サービスを受けたときは、当該被保険者に対し、おむつ利用費を支給する。</p> <p>3～7 (略)</p> <p><b>8 市は、法第 32 条に規定する要支援認定を受けた被保険者及び要介護被保険者がタクシーを利用したときは、当該被保険者に対し、移送サービス費を支給する。</b></p> <p><b>9 移送サービス費は、市が必要と認めた場合に限り支給するものとする。</b></p> <p><b>10 移送サービス費の額は、月ごとに現にタクシーの利用に要した費用の 100 分の 50 に相当する額とする。ただし、月ごとの支給額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円を支給する。</b></p>
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <b>平成 30 年度から令和 2 年度まで</b>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <b>31,800 円</b></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <b>47,700 円</b></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <b>47,700 円</b></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <b>57,200 円</b></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <b>63,600 円</b></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <b>76,300 円</b>  イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第 33 条の 4</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <b>令和 3 年度から令和 5 年度まで</b>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <b>31,200 円</b></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <b>46,800 円</b></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <b>46,800 円</b></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <b>56,100 円</b></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <b>62,400 円</b></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <b>74,800 円</b>  イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第 33 条の 4</p>

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 **82,600円**  
イ及びロ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 **95,400円**  
イ及びロ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 **108,100**

**円**

イ及びロ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 **114,400**

**円**

イ及びロ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 **133,500円**

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**19,080円**とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「**19,080円**」とあるのは、「**31,800円**」と読み替えるものとする。

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、**当該合計所得金額が0を下回る場合には、0**とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 **81,100円**  
イ及びロ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 **93,600円**  
イ及びロ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 **106,000**

**円**

イ及びロ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 **112,300**

**円**

イ及びロ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 **131,000円**

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**18,720円**とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「**18,720円**」とあるのは、「**31,200円**」と読み替えるものとする。

<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,080円</u>」とあるのは、「<u>44,520円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,720円</u>」とあるのは、「<u>43,680円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(普通徴収の特例) 第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる<u>市町村民税</u>の課税非課税の別又は<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する</u>合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を算定した区分に応じた条例第4条第1号から第9号までに掲げる者に相当する当該年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)又はその者の前年度の最後の納期の保険料の額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(普通徴収の特例) 第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる<u>市民税</u>の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を算定した区分に応じた条例第4条第1号から第9号までに掲げる者に相当する当該年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)又はその者の前年度の最後の納期の保険料の額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日) <b>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</b> (経過措置) <b>第2条 この条例による改正後のかすみぐうら市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用</b></p>

	<p><u>し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>  <u>(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p><u>第 3 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ及び第 10 号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。</u></p>
--	---

かすみがうら市漁港管理条例 新旧対照表

改正前	改正後
(占用の許可等)	(占用の許可等)

<p>第 13 条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の占有期間は、<b>1 月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3 年)</b>を超えられない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>第 13 条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の占有期間は、<b>10 年</b>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>
<p><b>附 則</b> <b>この条例は、公布の日から施行する。</b></p>	

**かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第 7 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 16 条の 2 並びに<b>第 43 条第 10 号</b>において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 15 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 16 号及び第 16 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 10 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 11 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第 7 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 16 条の 2 並びに<b>第 43 条第 11 号</b>において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 15 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 16 号及び第 16 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 10 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 11 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2~5 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第 10 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第 10 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<b>電気自動車等</b>(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法</p>



条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力 **50 キロワット** を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 雨水等の浸入防止の措置を **講じる** こと。

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と **電気を動力源とする自動車等** との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を **講じる** こと。

(5) 急速充電設備と **電気を動力源とする自動車等** が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を **講じる** こと。

(6) 急速充電設備と **電気を動力源とする自動車等** の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を **講じる** こと。

(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を **講じ**

律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。 **第12号において同じ。**をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力 **200 キロワット** を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、**建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき**は、この限りでない。

(2) 及び (3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を **講ずる** こと。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と **電気自動車等** との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を **講ずる** こと。

(6) 急速充電設備と **電気自動車等** が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を **講ずる** こと。

(7) 急速充電設備と **電気自動車等** の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を **講ずる** こと。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を **講ず**

<p><u>る</u>こと。</p> <p>(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を<u>講じる</u>こと。</p> <p>(9) 異常な高温とならない措置を<u>講じる</u>こと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を<u>講じる</u>こと。</p> <p>(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を<u>講じる</u>こと。</p> <p>(11) 自動車等の衝突を防止する措置を<u>講じる</u>こと。</p> <p>(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵し</p>	<p><u>る</u>こと。</p> <p>(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を<u>講ずる</u>こと。</p> <p>(10) 異常な高温とならない措置を<u>講ずる</u>こと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を<u>講ずる</u>こと。</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を<u>講ずる</u>こと。</p> <p>(12) 自動車等の衝突を防止する措置を<u>講ずる</u>こと。</p> <p>(13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵し</p>
--	---

<p>ているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を<u>講じる</u>こと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。<u>また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>(13)</u>及び<u>(14)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を<u>講ずる</u>こと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p><u>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>(17)</u>及び<u>(18)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(水素ガスを<u>充てんする</u>気球)</p> <p>第 16 条 水素ガスを<u>充てんする</u>気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充てん</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 水素ガスの<u>充てん</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし<u>建築物</u>の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(水素ガスを<u>充填する</u>気球)</p> <p>第 16 条 水素ガスを<u>充填する</u>気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充填</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 水素ガスの<u>充填</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、<u>建築物</u>の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(12) (略)</p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>

<p>第 43 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)～(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> 水素ガスを<u>充てんする</u>気球</p>	<p>第 43 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p><u>(11)～(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> 水素ガスを<u>充填する</u>気球</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
--	--

**かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例**

**かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)**

改正前	改正後
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(1)～(32) (略)</p> <p><u>(33) 旧学校体育施設条例(平成 28 年かすみがうら市条例第 15 号)</u></p> <p><u>(34)～(36)</u> (略)</p>	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(1)～(32) (略)</p> <p><u>(33)～(35)</u> (略)</p>

**かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第 3 項関係)**

改正前	改正後
<p>(適用施設)</p> <p>第 2 条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、第 16 号の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) かすみがうら市旧学校体育施設条例(平成 28 年かすみがうら市条例第 15 号)</u></p>	<p>(適用施設)</p> <p>第 2 条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、第 16 号の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>

**(16)** (略)

別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

貸切り使用料

施設名等	区分		1時間あたり使用料	
			市内	市外
(略)	(略)		(略)	(略)
<b>旧学校体育施設</b>	<b>屋内体育施設(1区画)</b>	<b>照明使用料</b>	<b>160円</b>	<b>160円</b>
学校施設開放	屋内体育施設(1区画)	照明使用料	160円	160円

備考 (略)

**(15)** (略)

別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

貸切り使用料

施設名等	区分		1時間あたり使用料	
			市内	市外
(略)	(略)		(略)	(略)
学校施設開放	屋内体育施設(1区画)	照明使用料	160円	160円

備考 (略)